

酒類販売代理業（媒介業）免許申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第9条第1項の規定により酒類販売代理業（媒介業）免許を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、申請販売場（事務所）の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 3 「販売場（事務所）の所在地及び名称」欄には、次により具体的に記載するとともに、その位置を明瞭に記載した図面及び周辺の見取図を添付してください。
 - (1) 「地番」欄には、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による地番（土地の登記事項証明書の地番）を記載してください。
 - (2) 「住居表示」欄には、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）により市町村が定めた住居表示を記載してください。
 - (3) 「名称」欄には、例えば、「本社」、「本店」、「〇〇支店」、「〇〇営業所」等と記載してください。
 - (4) 「業態」欄には、次の区分により、業態を記載してください。

（業態の区分）

 - 1 一般酒飯店（酒屋、酒類専門店等）、
 - 2 コンビニエンスストア、
 - 3 スーパーマーケット、
 - 4 百貨店、
 - 5 1～4以外の量販店（ディスカウントストア等）、
 - 6 業務用卸主体店、
 - 7 ホームセンター・ドラッグストア、
 - 8 その他・・・1から7までに該当しない業態の店舗で、具体的に記載してください。
（例：酒類卸売業、ギフトショップ、ピザ宅配店、弁当・惣菜店、米穀店、果物店、生花店、菓子店など）
 - (5) 販売場（事務所）が複数階にわたる建物内にある場合は、その販売場（事務所）の所在する若しくは設置しようとする階（地階、1階等の別）又は販売場（事務所）の一部を賃借しているときはその賃借場所
- 5 「既に有している主たる酒類の販売場の明細」欄には、既に免許を受けている酒類販売場のうち主たる酒類販売場の所在地、名称及びその所在地を所轄する税務署名を記載してください。
- 6 関係書類は、「酒類販売業免許等申請書類一覧表」（CC1-5104-2）により、酒類販売代理業（媒介業）免許の申請に係る必要書類を添付し、各申請の内容による申請書等チェック表（CC1-5104-2(9)）により確認し、これを添付してください。

なお、この一覧表に定める添付書類は原則的なものであり、実際に必要な添付書類及びその作成方法等については、事前に税務署と十分相談してください。